

「長野県議会会議録」より抜粋

○：議長・委員長 △：名簿・議題 ◆：質問者 ◎：答弁者

・平成 20 年 12 月 05 日

◆ 6 番（太田昌孝 君）いよいよ最後の質問者となりました。お疲れのことと思います。しばらくおつき合いを願います。

初めに、「広報ながのけん」について伺います。

県の施策を県民に伝えるためのツールといたしまして、テレビの広報番組、これは平均視聴率が 13.2%、ホームページがアクセス数でおおむね 867 万件、そして「広報ながのけん」を見ている県民は 74.1%もいるとのこととございまして、広報誌の有効性を強く感じるところとございます。

「広報ながのけん」は、毎月第 4 土曜日に新聞 14 紙に掲載する形で、約 94 万 5,000 部が配布されております。平成 14 年に現在の新聞紙面を購入する形となって以来、当初の 8 紙から二度の掲載紙追加、また本年度 1 紙の休刊など、これを経まして現在の発行部数となっております。また、平成 20 年度の「広報ながのけん」の予算額、約 9,600 万円で、これは以前の各戸配布をしていた当時、13 年度の予算と比較しますとおおむね半分にまで削減をされております。さらに憂慮すべきことは、本年度からは 12 回の広報誌のうち 4 回分が紙面のおおむね半分、7 段の掲載という状況になっておるということとございます。

冒頭申し上げましたとおり、「広報ながのけん」を見ている県民は 74.1%もいるということ。特に、インターネットを利用できない県民のことを考えますと、その充実を図る必要性を強く感じつつ、何点か質問をいたします。

初めに、予算の制約は理解するものの、本年度の広報掲載が紙面削減という手法になってしまったことはまことに残念に思います。現在の 14 紙について発行部数全体で 94 万 5,000 部と、長野県の世帯数が 79 万世帯であることから考えますと、これは見直しの余地があるのではないかというふうに思いますが、紙面の削減ではなく、部数の削減、掲載紙の見直しという手法はなかったのでしょうか。伺います。

次に、それでもお手元に届かない県民を想定をしまして、コンビニエンスストアに「広報ながのけん」を配置していると伺いましたが、現状と効果について伺います。

さて、「広報ながのけん」による情報提供、74%もの県民が見ているということと考えますと、県の施策周知のためには積極的な拡大、活用が必要と思います。今議会でも多くの質問、回答で県民への周知の必要性が語られておりますが、過去の例を拝見いたしますと、インターネットのホームページでは詳細が掲載されているものの、「広報ながのけん」においては大まかなタイトルと期限や担当課の連絡先が記載されているだけというような場合も散見をされます。現在の紙面構成ではやむを得ないと思いますし、担当課はむしろ大変な努力をされていると評価をするものの、情報量が何としても少ない。やはり一定以上の情報量の確保は必要と思います。

もちろん、現在の形を維持しつつ拡大することが最も望ましいとは思いますが、現下の財政状況から大幅な予算の増額も見込めないと思いますので、新聞折り込み方式の検討についても質問をさせていただきます。

現行の掲載方式では1回当たりの費用は約900万円とのことですが、折り込みができる日刊紙に両面印刷した広報を折り込む形態に変えることで、配布部数は17万部ほど減りますが、費用見込みは約1,000万円、情報量は両面ですから倍増とすることができます。さきに申しあげましたとおり、現状の発行部数は見直しが必要ではないかと思ひますし、コンビニなどで自由に手にとることができることが周知されれば十分な数字ではないかと考へますが、いかがでしょうか。

以上、総務部長の御所見を伺ひます。

〔総務部長浦野昭治君登壇〕

◎総務部長（浦野昭治 君）「広報ながのけん」についてのお尋ねでございますけれども、まず、掲載紙の削減という御指摘がございましたが、広く配布するという広報の目的からいたしますと、14紙に掲載することによってある意味では認知度の74.1というものが確保できているのではなかろうかと、こんなふうと思ひております。そういう意味で、そちらを重点といたしましうか、より広くということを中心として14紙の掲載を維持していきたいと、こんなふう判断をいたしたところであります。

それから、コンビニエンスストアの現状と課題ということでございますけれども、「広報ながのけん」のコンビニエンスストアの設置は、新聞を未講読の方がおられるということで、そういう方々への対応といたしまして市町村や主要駅にも設置をいたしましたほか、県の合庁にも置いてございますけれども、それをさらに補うものとしてコンビニエンスストアに置いていただくようお願いをいたしてあります。現在、セブンイレブンに続き、今月からローソンでの設置を始めてあります。より多くの方に読んでいただく機会をつくりたいということで、今後もこれにも増してより効果的な配布先等を検討していければなと、こんなふうと思ひてあります。

それから、新聞折り込みへの変更というお尋ねでございます。

限られた経費の中でより多くの方々に県の情報をお伝えするという広報の役割について比較をいたしてみますと、新聞折り込みという方式が情報量についてはややすぐれているなと、こんなふうと思ひますけれども、先ほど申しあげましたように広く配布できるかどうか。ということは、実は折り込みのできない新聞が相当ございます。また、他の広告に紛れてしまうんじゃないだろうかということで、認知されやすさという意味では新聞の紙面のほうがいいんじゃないだろうか。あるいは、速報性という意味で、ぎりぎりまで待てるかどうかということですね、新聞折り込みのほうが早くに校了していなければならないというような点がございます。そういう点からすると、新聞折り込みや現行の方式も今度は逆にやや劣るというふう考へられて、総合的な判断として現時点では14紙への掲載の方式を維持していくということがよかろうと、こんなふう考へてあります。

今後、広報のあり方といたしましては、広報手段の多様化や、今御指摘のあったような課題、あるいは財政状況も大変厳しい中で、総合的に勘案してどんな工夫ができるかといったことも研究してまいりたいと、このように考えております。

〔6番太田昌孝君登壇〕

◆6番（太田昌孝 君）コンビニの効果、私も手にとってまいりました。実際には、すぐに目につくところではなくて、フリーペーパーなどを配置してあるラックに置いてありました。店員に聞いてもすぐにはわからないで、ここではないかと調べたら置いてあったというのが実情でございます。

そういう意味で、広報の周知というと大変に変な話でございますけれども、せっかく今月からローソンにも配置をされたというようなことでございます。これが一般に広く周知されるなら大変有効な手段であろうというふうには考えるわけでございまして、この点、よく研究をしていただいて周知拡大に努めていただきたいということと、やはり何と言っても圧倒的に情報量というものは足りないというふうに思います。

実は、自分自身、具体的なことは避けますが、これまで、議会で質問をして、周知に努めますという回答があったにもかかわらず、ホームページでは大変に詳細に出ております。しかしながら、74%も見ている、これが実は日付、担当課の連絡先しか載っていないというじくじたる思いというのはやっぱりあります。そういう意味では、情報量の拡大については図っていただきたい、これは強くお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、新学習指導要領、非免許教員の解消について伺います。

新学習指導要領は、小学校で2011年度、中学校で2012年度より全面実施となりますが、明2009年度より先行実施が行われることとなっております。この移行措置案によりますと、来年度の授業時間が増加する教科は、小学校では1、2年の算数と体育、3年生から6年生の算数と理科、中学校では1年の数学、3年の理科、小3では算数と理科が合わせて年45時間も拡大するとのことであります。

また、来年度については、総授業時間も、中学校は現行どおりでおさまるものの、小学校では全学年で週1時間ずつふえ、年間816から980時間となります。児童生徒はもとより保護者にとっても大変に大きな変化となるわけで、今後、周知につき十分に配慮を求めたいと思っております。

そこで、伺います。

来年より先行実施に向けまして具体的な準備が進むことと思っておりますが、本日午前、諏訪議員に対する御回答もいただいたところではございますが、今後のスケジュール、特に教員に対する研修や人材確保も含めまして、配置の方針等、県としての対応についてお聞かせください。

また、新学習指導要領は基礎的な知識、技能をしっかりと身につけさせることとされております。中学校においては、完全実施となった場合に、国語、社会、数学、理科、外国語、体育で授業数が増加するなど、授業時間も年間35時間ふえまして、基礎的な知識、技

能をしっかりと身につけさせるとの方針に沿って授業が行われることとなるわけですが、一方で、6月定例会においても伺いましたが、非免許の教員による授業が行われているという実態がございます。

今回の新学習指導要領スタートに合わせまして、県下の非免許教員による授業の解消を図っていただきたいと願いたしますが、今後の方針につきましてお聞かせください。

以上、山口教育長に伺います。

〔教育長山口利幸君登壇〕

◎教育長（山口利幸 君）新学習指導要領に関するお尋ねでございます。

まず、今後のスケジュール、県としての対応等について申し上げます。

まず、スケジュールにつきましては、小学校では2年間、中学校では3年間の移行措置を経まして完全実施となります。移行措置期間におきましては、道徳や特別活動等で先行実施が行われ、算数、数学、理科では教科書とともに配布される補助教材を使いまして一部新学習指導要領の内容を追加して学習が行われます。

次に、県の対応としましては、本年度を周知期間と位置づけ、市町村教育委員会や全教職員に向けた説明会、研修会を開催するとともに、改訂の趣旨や移行措置について記した冊子を作成し配布をしております。このような取り組みによりまして、各学校が、市町村教育委員会と協議し、指導計画等を作成し、その概要を3学期には保護者の皆さんにもお伝えできるよう依頼してまいりたいと、こんなふうに考えております。

教員研修につきましては、諏訪議員の御質問にお伝えしましたように、不安等なく円滑に外国語活動等が実施できますよう指導力向上を図ってまいりたいと考えております。なお、教員配置につきましては、授業時数の増加が及ぼす影響を精査しているところでございます。

次に、非免許教員による授業解消に関するお尋ねでございます。

新学習指導要領の移行措置によりまして、来年度、中学校におきまして授業時数増になる教科は数学と理科の2教科でございます。この2教科につきましては、当然のこと、指導時数がふえるわけでございますけれども、それに相当する時間が総合的な学習の時間、あるいは選択教科、数学、理科で同数の時間が相殺されますので、非免許教員がふえることはないと思込んでおります。

県教育委員会といたしましては、非免許教員の解消は重要な課題と認識しておりますので、複数免許を所有する教員の該当校への異動や、非免許教員が生じやすい11学級規模の学校への常勤講師の配置、美術、技術等技能教科への非常勤講師の加配等に努めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

〔6番太田昌孝君登壇〕

◆6番（太田昌孝 君）今の御回答、よくわからなかったのですが、数学、理科、例えば本年度でいくと数学5件、理科6件の計11件の非免許教員による授業が行われておるわけですが、それが来年は解消されるというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

再度、お願いいたします。

〔教育長山口利幸君登壇〕

◎教育長（山口利幸 君）非免許教科についてのお尋ねでございますが、来年度、移行措置としまして、中学校の1年の数学、それから3年の理科がそれぞれ増加の予定でございます。今申し上げた学年の総合的な学習の時間、あるいは選択教科というのがありまして、今度、新しい指導要領においては選択がなくなります。その選択の数学及び理科の時間数が全く相殺されるわけでありまして、そういうことでありまして、トータルとして非免許教科がふえるというふうなものはございません。

また、これで（6番太田昌孝君「なくなるということ」と呼ぶ）ええ、なくなるということなんです。理論的にそうなるというふうなことだけでも心配でありますので、学校長を通じてそういった移行期における増加教科の時数の見込みをあらかじめ調査いたしまして、これとすり合わせしまして、先ほど申し上げましたように非免許教員がふえることはない、こういう見込みを立てたところでございます。

以上でございます。

〔6番太田昌孝君登壇〕

◆6番（太田昌孝 君）お願いをしておるのは、これ以上ふやさないよということではなくて、解消していただきたいということでございます。本年、104件行われておるわけでございます。もちろん、すべて何とかしてもらいたいと思うわけでございますけれども、例えば新学習指導要領が完全実施となりますれば、今対象となる数学、理科もおっしゃっておたわけですが、あと、国語、社会、外国語、体育と。本年度でいいますと、例えばこの教科だけを対象にしても35件となります。

この問題、結果として発生してしまったということでは、いつまでたっても解決しない問題でございます。新学習指導要領完全実施となります2012年度までには、せめて授業数増加、特に基礎的な知識、技能をしっかりと身につけさせるという趣旨のもとに始まる新学習指導要領でございます。何とか完全実施のときには解消したいというふうをお願いをしたいのですが、教育長、再度、決意等々御返答いただければと思います。

〔教育長山口利幸君登壇〕

◎教育長（山口利幸 君）お答えいたします。

非免許教科につきましては、先ほど申し上げたような手法を用いまして今までも極力減に努めてまいりました。20年度につきましては、許可件数、すべての教科を合計しますと104件ございましたけれども、ちなみに5年前の16年度159件ということで、年々そういった形で減はしてきております。

ただ、非常に難しい問題は、中学になりますと専科になるわけでありまして、長野県におきましては各学年1学級の3学級という小規模な中学がやはり多いわけでございます。そうしたときに、いわゆる標準法で教員の配置を申し上げますと、校長、教頭、1、1と、それから各学年の担任1人ずつ3人と、それから専科教員4人と、こういう形になります。

そうすると、教頭さんが授業を持つ、あるいは今申し上げた数値の人数がそれぞれ違う免許状をきちっと持っているということになっても8教科しか担当できないわけです。しかし、中学校の学習指導要領で定められた教育課程上の教科は10教科ございます。したがって、どうしても二つの教科については間に合わないという形が生じてくる。それが実技系の教科に出やすい。できるだけ主要教科につきましては、こういう言い方はちょっとおかしいですけども、極力出ないように配慮する。しかし、どうしても今申し上げたような構造的な問題からして出てしまう部分があります。

そうはいつでも、複数免許を持っている人間のそういう学校への異動でありますとか、繰り返しになりますけれども、非常勤の加配でありますとか、そういった形での対応を極力やっていきたいと。あるいはまた、通える範囲内で、A校、B校というふうな形で兼務を持っていただくというようなケースも考えなくちゃいけないかなというようなこともございます。そういうことでございます。

それから、もう一つの点で、完全実施になるのが平成24年からでございます。御指摘のように、社会科とか理科については当然専門教科の免許を持った教員が不足することが予想されますので、これにつきましては計画的に教員の確保というふうなものを考えてまいり、そういう考え方でおります。

いずれにしても、非免許教科、さまざまな手法を用いまして極力少なくしていくというのは課題意識として持っておりますので、そんなふうに一層努めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

#### 〔6番太田昌孝君登壇〕

◆6番（太田昌孝 君）この件、今おっしゃっていただいたとおり、制度上の構造的な問題が多分に影響しておることでもございまして、できる限り、主要教科といえますか、そちらのほうは解消に努める、あるいは兼務等も含めまして2012年度できるだけ努めていただけるというようなことで、ぜひよろしく願いをいたします。

次に、国民保護実動訓練について伺います。

1月18日の図上訓練に続きまして、先月、11月26日に長野市において国民保護訓練が実施をされました。1月の図上訓練に続きまして、今回は、サリンがビッグハットスケート大会会場にまかれたとの想定で、住民参加の中、災害等対処訓練、避難誘導訓練、住民避難、救援訓練、緊急対処事態対策本部等の設置運営訓練などが行われました。

災害等対処訓練の会場となったビッグハットでは、被災者のトリアージや除染活動など実践的な訓練となっておりまして、国、県、市の立場としてはさまざま成果も課題も浮き彫りになったのではないかとこのように思います。一方で、参加住民の目線に立った場合は必ずしも実際の訓練とはほど遠いというようなことも感じたわけでございます。

今回、訓練参加者に後日感想や課題などを伺いましたが、もう少し情報伝達や避難誘導について実践に即した形態、すなわち市の防災行政無線をもっと使用しての情報提供、あるいは避難路の選定、家族が離れ離れになった場合の安否情報の提供などが必要ではとの

意見でございました。

また、一方、成果といたしましては、国民保護措置についてよくわかったなど理解が深まった点についての評価を多く伺いました。また、このことは第1回の実動訓練となった福井県での住民アンケート結果ともほぼ符号しておりまして、住民の側から見れば成果も課題も残った訓練であったかなというふうに思っております。

そこで、伺います。

今回の訓練は、災害を想定した訓練と共通する部分があるものの、国民保護という観点での特有の課題もあったと思います。今回の訓練の成果と課題について危機管理部長の御所見を伺います。

また、緊急対処事態対策本部長として指揮をとられました村井知事の訓練に対する評価も、あわせてお聞かせください。

〔危機管理部長松本有司君登壇〕

◎危機管理部長（松本有司 君）国民保護実動訓練の成果と課題についてという御質問でございます。

まず、訓練の成果でございますが、警察、消防、自衛隊などによる初動対応の確認ができたこと、それと医療機関の協力をいただきまして実践的な医療救護訓練ができたこと、またさらに、多くの方々に参加をいただきまして国民保護に関する理解が深まったことなど、大きな成果がございました。

課題といたしましては、関係機関相互における正確な情報の共有が何よりも不可欠であり、十分な留意が必要なこと、また、住民等への迅速な情報提供が極めて重要であり、これについてはさらなる検討が必要なこと、それから、あくまでも訓練でございまして、市民生活や観光客等への影響を最小限にするといったことに配慮した結果、御指摘のような実践的でない部分もあったというようなことが挙げられると思います。

訓練を通じて得られた課題等を整理いたしまして、今後の体制整備に生かしてまいりたいというふうに考えております。

〔知事村井仁君登壇〕

◎知事（村井仁 君）先般の国民保護実動訓練についてお尋ねをいただきました。

冷たい雨の降る寒い中にもかかわらず、多くの皆さんに御参加をいただきまして、また、消防、警察等関係機関の方々が真剣に取り組んでいただきまして、長野県で初めての実動訓練が実施できたことに感謝を申し上げたいと存じます。

また、国、長野市とともに合同で会議を開催するなど、実践に即した訓練が行えたことも大変有意義だったと思っております。

今回の想定のカリシという化学剤の散布は、地震などの自然災害と違いまして、一般市民の方々に何が起きているかを理解していただくのが難しい、わかりづらい事象でありますことから、どのようにして県民の皆さんに正しい情報を伝達するかというのが大きな課題でございまして、報道機関等との連携も大変大切である、このように感じているところ

であります。

今後、訓練で得た反省や課題等を生かして、県民の生命、財産を守るために必要な体制の整備を図ってまいりたいと存じます。

〔6番太田昌孝君登壇〕

◆6番（太田昌孝 君）昨日の森田議員の質問の中にもございましたけれども、今回、争点になりましたテロ行為、いわゆる有事についてのイメージというものはなかなか容易に浮かばないというようなことがございまして、かえって不安をかき立てるといったようなことがあるのではないかなというふうに私は思います。

今回の訓練の成果でもあったとは思いますが、やはり、県民に対しましてこれまでの周知が圧倒的に不足していたのではないかなというふうに思います。これは反省点でございます。

昨年のデータではございますけれども、内閣府が行いました国民保護に関する特別世論調査によりますと、国民保護法の内容を知らない人が70.2%に上がっておりまして、その一方で、武力攻撃に対する不安を持つ人は80.2%、テロなど緊急対処事態への不安を持つ人が81.4%に上りまして、これは危機意識の高さもうかがわせております。

今回の成果と課題、こうしたものを今後に生かしつつ、県民に対してさらなる理解を深める努力を御期待を申し上げる次第でございます。

以上で私の質問を終わります。